資料3

議題3　避難行動要支援者個別支援計画について（尾張旭市・みよし市提出）

市名	回答	
	（１）計画策定の取り組みについて 計画策定の進み具合、進め方など（予定を含む）	（２）高齢者について避難行動要支援者に含める際の基準
名古屋市	本市では、「避難行動要支援者対策ワーキンググループ」を設置し防災部局だけでなく、福祉部局も含めた全庁体制で検討を進めています。 避難行動要配慮者ワーキンググループでは令和3年度中に避難行動要支援者名簿及び個別計画に関し、本市の避難行動要支援者対策に係る課題や今後の対応の方向性及び役割分担、今後の対応に係る位置付け、進捗管理方法についてとりまとめ、令和4年度以降にその結果を反映した取り組みを進めていくよう準備しています。	現在、避難行動要配慮者ワーキンググループにおいて、検討しております。 （現　状） ・65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・75歳以上の高齢者のみ世帯の構成員 ・要支援、要介護の認定を受けている者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者
豊橋市	豊橋市では、平成19年度に避難行動要支援者支援事業実施要綱を策定し、避難行動要支援者台帳を相談支援専門員等を通して作成しその台帳を自主防災会や民生委員児童委員に提供し、平時から見守り・支援を行っていただいているところであります。しかしながら、避難先情報等が含まれていないことから、より実効性を伴う個別避難計画の作成を進める必要があり、関係部局（福祉部局、防災部局、保健所等）、福祉事業者との情報共有を行いながら、要支援者、避難支援等関係者との連携を図っていきます。	避難行動要支援者事業実施要綱における避難行動要支援者の定義において、年齢における定義はありません。
岡崎市	本市では、これまで避難行動要支援者個別支援計画の作成は地域にお願いしてきたのが現状で、計画の策定状況を把握していない。 今回の法改正を受け、防災を担当する課と福祉部局で構成する検討会を立上げ検討を開始したところである。 計画の策定は、避難行動要支援者に関わる多様な主体が連携して作成することを考えている。	■65歳以上のひとり暮らし高齢者（ひとり暮らし高齢者実態調査判定者） ■在宅で介護保険の「要介護度3」以上の認定を受けている方 ■65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で市に申し出をした方
一宮市	具体的な計画策定に向けた取組は行えていない。 対象者へ作成の依頼・案内の送付、計画の内容に関する指導・相談窓口、支援者の確保及び調整の大きく３つの業務を想定しており、このうち前２つの業務が危機管理部局で、３つめの業務が福祉部局が担当する予定である。	現在、福祉部局と協議中
瀬戸市	瀬戸市では、瀬戸市民生委員・児童委員協議会が作成している「災害時支援台帳」を避難行動要支援者名簿とみなし、整備を行っておりますが、個別避難計画については、現在福祉部局と策定に向け調整、打ち合わせを行っている段階であり、具体的な計画策定には至っておりません。	瀬戸市では避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲として地域防災計画に以下のとおり記載をしております。 ａ　７５歳以上のひとり暮らしの者 ｂ　７５歳以上の高齢者のみの世帯の者 ｃ　要介護状態区分が３から５で在宅の者 ｄ　療育手帳Ａ判定の者 ｅ　身体障害者手帳３級以上で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又はじん機能障害の者 ｆ　ａからｅに準ずる者
半田市	当市においては、福祉部局が避難行動要支援者名簿の作成・整理、計画の作成担当している。 今年度、個別避難計画に係るプロジェクト会議を立ち上げ、関係各課や社会福祉協議会、市内の福祉事業所等の外部機関との連携のもと、個別避難計画のモデル作成に取り組んでいく。 モデル作成については、福祉専門職である相談員が、福祉サービスを利用している障がい者に関して、避難支援等実施者や避難先等の個別避難計画に必要な項目を網羅した計画を新たに作成予定である。一方で、福祉サービスを利用していない要支援者は、プロジェクト会議内で作成手段や活用方法等について協議する方針である。	当市では、以下①～⑥のいずれかの登録要件に該当する方を避難行動要支援者名簿に登録している。 ①要介護認定３・４・５の方（特別養護老人ホームに入所し、住所をその施設に移している方を除く） ②身体障がい者手帳の１・２級を所持している方のうち、視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・体幹機能障がい等のある方 ③療育手帳のA判定を所持している方 ④精神障がい者保健福祉手帳の１級を所持している方 ⑤上記①～④以外で、本人からの申請により市が状況を確認し、支援が特に必要とされる方 ⑥現在は上記①～④に該当しないが、過去に該当したことがあり、すでに名簿に登録されている方 したがって、年齢や世帯状況等で高齢者を避難行動要支援者としておらず、高齢者の中でも介護度が高い方や重度障がいの方を要支援者と定めている。
春日井市	春日井市では、平成16年度から「災害時要援護者支援制度」を設け、ひとり暮らし高齢者、介護保険要介護者、障がいのある人で支援を希望する人を登録し、区・町内会・自治会の協力を得て支援体制を図っています(令和3年6月10日現在登録者834名）。個別計画については、令和２年度にモデル地区３か所を定め、令和３年度にまずその地区の登録者65名についての個別計画を作成する計画をしています。作成にあたっては、ケアマネジャー等の専門職を交えて作成し、区・町内会との調整を図っていくことを検討しています。モデル地区での計画作成を踏まえて、来年度以降全市への展開等について検討していく予定です。	春日井市では、「災害時用援護者支援制度」に申請できる高齢者は、65歳以上で、ひとり暮らし・介護保険要介護者・障がい者のいずれかに該当する人を対象としています。
豊川市	地域での支援を希望し、個人情報の提供に同意した障害者、高齢者を避難行動要支援者登録台帳に登録し、該当する自主防災会及び民生・児童委員へ情報提供して、 地域支援者と連携して平常時の声掛け、防災訓練の参加支援等、災害時の避難誘導、救出救助、安否確認等の支援活動をお願いしている。 個別避難計画は作成しておらず、今年度より作成手法や課題等を検討し、令和７年度までに個別避難計画を作成する予定です。	・ひとり暮らし高齢者 ・在宅の要介護高齢者であって要介護３から５までのもの

議題3　避難行動要支援者個別支援計画について（尾張旭市・みよし市提出）

市名	回答	
	（１）計画策定の取り組みについて 計画策定の進み具合、進め方など（予定を含む）	（２）高齢者について避難行動要支援者に含める際の基準
津　島　市	検討中	・ひとり暮らし老人登録者 ・要介護３～５の認定者 ・障がい高齢者の日常生活自立度B又はCとされる寝たきり高齢者 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上
碧　南　市	策定は全く進んでおりません。また、今後の進め方も現在未定です。	・７０歳以上の単身高齢者、７０歳以上の高齢者のみで構成される世帯 ・要介護度３から５の認定を受けている方 ・６５歳以上の高齢者のみの世帯で、市に申し出をした世帯
刈　谷　市	本市における個別避難計画の作成は、一部地域において自主防災会が作成した計画がある、という状況にとどまっています。 個別避難計画の作成は、福祉部局と連携して進めていきますが、避難支援の必要度を量ったり、避難先となり得る福祉避難所の受入対象者を定めたりする上で、福祉部局の知見を得ることが不可欠であると考えています。 具体的な進め方は決まっていませんが、現実的には、取組指針にもあるように、地域の災害リスクや避難行動要支援者の特性により優先度を考慮し、自主防災会など関係機関の協力も得ながら作成を進めていくことになると考えています。	高齢者の基準は以下のとおりです。 ・70歳以上の単身高齢者 ・80歳以上のみで構成する高齢者世帯 ・在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者 ・要介護３から５の認定を受けている方
豊　田　市	平成２６年の避難行動要支援者名簿制度の設計時に「個別支援台帳」として作成を開始しています。当市の避難行動要支援者数は、令和３年５月末時点で8,159人（うち名簿記載同意者は、6,436人）で台帳の作成率は、同意者の４割強という状況です。 市役所のみでの台帳作成等は困難であるため、自治区を主体として市から作成を依頼しており、自治区は民生委員等の協力を得ながら、台帳作成と見守りを依頼しています。 今後も台帳作成に係る基本的な体制の変更予定はありませんが、他市の取組や各自治区の取組を横展開し、台帳作成を継続していく予定です。 また、台帳作成と実効性のある活用を主眼に置いた、自治区等への出張講座や台帳（名簿）を活用した避難訓練等の実施支援をしています。	ひとり暮らし高齢者等登録制度に該当する方を避難行動要支援者として登録しています。基本的な対象要件は、市内在住で住民基本台帳に記載された居住地に居住する６５歳以上の単身世帯」としていますが、ひとり暮らし高齢者等の登録がなくても介護保険における要介護３～５に該当する方や身体障がい者手帳（下肢・体幹・視覚・聴覚に限る）３～１級に該当する方は対象としています。 なお、上記以外の方であっても本人からの登録依頼があれば登録できることを案内しています。 台帳作成や地域支援者の確保については、上記（１）と同様です。
安　城　市	安城市においては、令和3年6月1日時点での避難行動要支援者数が5,730人であり、このうちの4,389人に対して、個別計画を策定済みであるとしている。この人数は、避難支援等関係者に平常時から情報提供をすることに同意した者の数である。 同意の際に提出される個人台帳に、避難行動要支援者名簿に記載することとされている事項のほか「地域支援者の氏名・住所・電話番号」「避難予定場所」「特記事項」等を記入する欄があり、これをもって個別計画とみなしている。 ただし、地域支援者の記入を必須としていないほか、避難経路や住居の間取りについてはカバーできていないため、今後より詳細な個別計画の作成を進めるかは検討していく。	安城市避難行動要支援者支援制度実施要綱において要支援者としている高齢者は「65歳以上のひとり暮らし高齢者として市に登録されている者」である。これとは別に、要介護度や寝たきり、認知症等の条件に該当すれば対象となる。 また、日中独居や高齢者のみ世帯については、「災害時において支援が必要な者として市長が特に認める者」としてみなし、本人が希望すれば支援の対象としている。
西　尾　市	当市では、避難行動要支援者名簿の基本的な情報を個別計画に掲載し、地域の支援者等の情報を自主防災会又は避難行動要支援者本人または家族により記入していただき、個別計画を作成しています。現在7割程度の個別計画が提出されていますが、要支援者本人等の意思で記載を依頼しているため、記入項目すべてが埋まっている個別計画は少なく、情報が抜けている個別計画が多いのが現状です。	当市では、７５歳以上の一人暮らし高齢者を基準にしております。基準につきましては福祉部局が決めております。
蒲　郡　市	今年度から対象範囲を拡大し、対象者が約400名から約3,600名と9倍になった。 令和2年度末時点で、対象者約400名に対して、個別支援計画策定者が約100名。 計画策定の予定については以下のとおり。 6月～9月　民生委員やケアマネージャーへの周知、協力依頼 7月～9月　個別支援計画登録申請書の送付 7月～10月　登録申請書の受付 11月～12月　関係機関への情報提供 進め方については、シルバーカード事業の調査時・見守り訪問時、ケアマネージャーの訪問時に登録を促していただき、可能な範囲で記入の補助をしていただければ、と考えている。ただし、今年度については、報酬等はなし。来年度以降については未定。	○要介護高齢者であって要介護３、要介護４又は要介護５の方 ○ひとり暮らし高齢者（シルバーカード登録者） シルバーカード登録者は原則７５歳以上。６５歳以上の方は希望があれば、登録可能。

議題3　避難行動要支援者個別支援計画について（尾張旭市・みよし市提出）

市名	回答	
	（１）計画策定の取り組みについて 計画策定の進み具合、進め方など（予定を含む）	（２）高齢者について避難行動要支援者に含める際の基準
犬　山　市	当市では、市の地域防災計画に定めた避難行動要支援者の内、町会長や民生委員等の避難支援等関係者に、災害前から支援や見守りをお願いする方の名簿（以下「登録者名簿」）を預かっていただいております。登録者名簿への登録を希望する方には、本人または家族が策定した個別避難支援計画を必ず添付し、登録申請をするしくみで、平成２９年度から運用しています。 以前までは、登録の意思確認を郵送で実施していましたが、未回答も多いことから、令和２年度の夏に、民生委員に対象者全員の登録希望を調査していただきました。その結果、希望の方については１００％計画を策定できました。 個別避難支援計画には、地域や別居の家族等の避難支援者を1名以上記載されていることを、市で確認できています。避難支援者の選任を含め、計画策定について支援が必要な方については、市を通じて民生委員や福祉専門職が支援を行っています。 計画の内容について、本人・支援者・地域関係者・行政の状況に応じた具体的な役割や連絡体制を明確にして共有すべきという認識を制度の担当である保健福祉部局と防災部局で共有してきました。令和３年度は内閣府の個別避難支援計画の策定モデル事業の採択を受けて、福祉専門職の協力を得て計画の様式を改正する予定です。	「災害時要援護者支援制度」から現在の「避難行動要支援者支援制度」に移行する際、年齢による登録条件を外し、障害者手帳や要介護認定等による要件の見直しを行いました。ただし、要件に該当しない場合でも、高齢による避難支援が必要な場合などについては、個々の状況に合わせて登録ができるようにしています。 難病患者については、保健所からリストをもらい、制度を案内の上、希望者の登録（計画の策定）を行いました。 【避難行動要支援者支援制度の対象要件】 介護保険の要介護３から５までの認定を受けている者 身体障害者手帳（内部障害を除く）１級から３級までを所持する者 療育手帳A 判定を所持する者 精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者 その他上記に準ずる者（難病患者など） 上記対象者について、状況や希望により計画を策定しています。
常　滑　市	災害対策基本法が改正される前の令和３年２月に各地区長に作成依頼をさせていただきまして、実際は民生委員が高齢者の実態調査に合わせて作成を進めていく予定です。 また、地区、民生委員からの要請を受けて個別支援計画の説明に赴くこともあります。ただし、常滑市の場合、避難行動要支援者の１割にも満たない数の個別支援計画しか作成できていません。作成する上で避難行動支援者の確保が難しいことから、なかなか作成の作業が進んでいないことが課題と考えております。	貴市と同様の基準です。現在のところ基準を見直す予定はございませんが、国の指針に沿うかたちで進めていく予定です。
江　南　市	避難行動要支援者名簿登録制度の担当部署は福祉課ですが、個別避難計画の担当部署については決まっておらず、現状義務化されていないため、作成は行っていない。 計画作成を促進する上で、福祉部局と調整する必要があるため、今後協議しどのように進めていくか検討していく。	江南市避難行動要支援者支援マニュアル内に避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑な避難の確保を図るため特に支援を要するものと定めている。 そのような中で高齢者に関する具体的な基準として、ひとり暮らしの高齢者　（独居老人）とする項目を設けている。
小　牧　市	要支援者の同居者の有無、心身の状況などについては、情報提供の同意確認の際に、申し出により把握しているところであるが、要支援者に係る個別の計画については、地域の支援体制づくりを進める中で、一部の地域で自治会、民生委員などが中心となり作成に取り組んでいただいており、市として積極的な調整・管理を行っていない状況である。 今後は、危険区域等の情報を加味して、市として個別避難計画の作成の優先度を検討していき、地域のこれまでの取組を踏まえた上で、「市町村支援による個別避難計画」「本人・地域記入の個別避難計画」の在り方を定めていくものと考える。	高齢者については、地域防災計画に規定する「市長が必要と認めたもの」のなかで、65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、昼間独居のものの中から希望者を避難行動要支援者として掲載している。
稲　沢　市	地域主体で計画を策定しており、令和３年６月１日時点、２行政区１３１名の計画が策定されている。 今後は、災害対策基本法の改正により、計画策定が市町村の努力義務となったことに伴い、市による計画策定を検討していく。	本市において、避難行動要支援者は、下記の要配慮者のうち、自ら避難することが困難であって、特に支援を必要とする方としている。 １　身体障害者１・２級、療育A判定、精神障害者１級の手帳が交付されている方 ２　介護保険要介護３以上の方 ３　７５歳以上の高齢者のみの世帯の方 ４　６５歳以上のひとり暮らし高齢者で市に登録されている方 ５　上記１～４に該当する方のほかこれらに準ずる方
新　城　市	個別支援計画に係る具体的な取組みについては定まっておりません。福祉部局、福祉専門員など関係する課等も多いことから、どのように調整し、どう策定していくのかというところから検討していく状況にあります。	介護保険認定者、障害者、７５歳以上の一人暮世帯及び高齢者世帯、難病の方を基準にしています。
東　海　市	現在、東海市で把握している要支援者のうち同意を受けている方が８７６名。同意を受けている方のうち個別支援計画の作成がなされている方が８１０名となっている。（令和３年６月１８日現在） 毎年６月に町内会・自治会、民生委員・児童委員、警察、消防及び社会福祉協議会に最新の情報に更新した名簿と個別支援計画をお渡ししている。その際に、個別支援計画がまだ未完成の方については、町内会・自治会及び民生委員・児童委員に作成補助をしていただくよう依頼している。 また、１２月には新規に要支援者に認定された方や個別支援計画が未完成の方に案内を送付し、個別支援計画の作成依頼を行っている。同時に、個別支援計画が作成されている方には、個別支援計画を送付し、修正等がないか内容確認を行っている。	東海市では、高齢者の基準は設けていないが、避難支援者が避難行動要支援者と判断した場合や、高齢者本人が支援を申し出た場合は、避難行動要支援者として、登録を行っている。

議題3　避難行動要支援者個別支援計画について（尾張旭市・みよし市提出）

市名	回答	
	（１）計画策定の取り組みについて 計画策定の進み具合、進め方など（予定を含む）	（２）高齢者について避難行動要支援者に含める際の基準
大　府　市	本市では、避難行動要支援者個別支援計画を策定しておりません。 一部の自治区において、独自に要支援者に対して避難支援に必要な情報の把握を行っており、地域主体での活動を支援してまいりたいと考えております。 個別支援計画策定の必要性は理解しており、今後も国等からの情報、近隣市町村の動向を注視してまいります。	本市では、「大府市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、以下の高齢者を要支援者として定めています。 ・要介護認定３～５の方 ・要介護認定１又は２のうち、 ①65歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯に属する方 ②75歳以上の高齢者のみの世帯に属する方 （上記の条件に当たらない方で掲載を希望する方については、掲載申請書をご提出いただき、名簿に掲載しています。）
知　多　市	個別支援計画の作成は、コミュニティや自主防災組織等の地域団体が主体となって取り組んでもらう必要がありますが、支援者を見つけることが難しいことや、家族状況等の個人情報を記載する必要があることから、本人の同意が得られないことが課題となり、進んでいない状況です。 地域での担い手が減り、支援が必要な方が増える中で、地域ぐるみで取り組んでもらうために、市としてどのように働き掛けるべきか、また計画作成後も有効に機能するように維持する仕組み等も併せて提案していく必要があるため、検討を進めている段階です。	知多市では、災害時に何らかの支援を必要とする高齢者の基準として、民生委員による生活状況調査により把握されている75歳以上の高齢者（65歳以上の要支援・要介護者を含む）のうち、要支援者として登録を希望するひとり暮らしの方、75歳以上の方のみで構成されている世帯としています。 今後も他市の状況を参考に、対象者の基準も含め、地域における避難行動支援を地域全体の課題として、地域ぐるみで取り組んでいくことが重要であると考えております。
知　立　市	未定。	一般の高齢者を登録する際の基準は設けていない。 対象者の情報等を本人、民生委員等の関係者から聞き取りをして含めるか否かを判断している。
尾 張 旭 市	提案市	提案市
高　浜　市	【進み具合】 個別避難計画の策定については、あまり進んでいません。 【進め方】 同意書と個別避難計画を一体とした様式を作成し、既に同意を得ている方や、個別避難計画を策定している方を含めた全対象者に様式を送付し、同意の促しと、あわせて個別避難計画の策定を促します。（令和２年度は全対象者のうち、障がい区分に該当する対象者に送付。R３年度以降順次高齢者や要介護者に展開予定。） なお、個別支援計画での支援者として、地域の中で確保することを想定し、今後地域と協議を進めていく予定です。	75歳以上の単身高齢者又は75歳以上高齢者のみの世帯（地域防災計画上に規定）
岩　倉　市	本市では、個人情報同意届を提出している要配慮者の名簿を各地区の自主防災会及び民生委員に提供し、個別支援計画の作成依頼をしています。 策定状況は、６月10日現在、避難行動要支援者が全体で874名のうち、個人情報同意届が593名から提出され、153名の個別支援計画が作成されています。本市におきましても、個別支援計画の策定は伸び悩んでいる状況です。 法改正による取組方法の変更は、現時点では特にありませんが、地域の実情や近隣市町の動向などを見てその都度検討をしていきます。	本市では、生活の基盤が自宅にある者のうち、要介護認定３・４・５を受けている者については対象としておりますが、年齢や世帯構成を問わず高齢者というだけで対象とはしておりません。 ただし、「自ら避難することが困難で、登録を望む者」という対象要件があることから、１人暮らしの高齢者などで希望する方はこの要件により名簿登録しています。
豊　明　市	行政区・町内会・自主防災組織・民生委員等への声掛けにより個別支援計画策定の重要性の説明と協力をお願いするとともに、職員を各地域の会合等に派遣し、マッピング等のグループワークを実施したり、必要な作業を一緒に行ったりといった活動を行っています（現在はコロナ禍のため一部休止）。 策定については地域間で温度差があり、市全体では25%～30%程度の地域で策定を終えています。	世帯構成員がすべて75歳以上の世帯（独居を含む。）
日　進　市	日進市では、災害時要援護者地域支援制度として、災害時に支援を希望する方の登録を受付、登録者名簿及び台帳（個別支援計画書）を作成している。本制度に登録する際の申請書を台帳（個別支援計画書）として扱い、登録者の同意を得たうえで、自主防災組織や民生委員等の地域援助者に登録者名簿と合わせて、台帳（個別支援計画書）を提供し、個別支援計画の作成をお願いしているが、その後の地域の取組みがどこまで進んでいるか確認できていないため、計画策定は不十分な状況。	災害時要援護者地域支援制度へ登録できる範囲について、「６５歳以上のひとり暮らしの人」「６５歳以上のみの高齢者世帯」としている。
田　原　市	未定	65歳以上の独居世帯及び65歳以上のみの世帯（予定）
愛　西　市	令和2年度に避難行動要支援者台帳システムを導入し、名簿の整備を進めています。今年度はモデル地域を抽出し、10件程度の個別避難計画の作成を行う予定。	高齢者の避難行動要支援者の基準 ①６５歳以上の一人暮らし ②要介護３以上の居宅で生活する者 ※令和2年度に基準の見直しを行い、65歳以上の高齢世帯を避難行動要支援者から避難行動要配慮者への定義と変更した。
清　須　市	個別支援計画の策定に着手していない。 今後、国の取組指針の改定の内容などを踏まえて、取組を進める予定。	高齢者について、年齢要件と世帯構成要件だけでは避難行動要支援者に含めていない。 本市では　①要介護認定３～５　②身体障害者手帳１・２級（総合等級）　③療育手帳Ａ判定　④精神障害者保健福祉手帳１級で単身世帯　⑤①～④の状況と同等で、避難行動に支援が必要な方を対象としている。

議題3　避難行動要支援者個別支援計画について（尾張旭市・みよし市提出）

市名	回答	
	（１）計画策定の取り組みについて 計画策定の進み具合、進め方など（予定を含む）	（２）高齢者について避難行動要支援者に含める際の基準
北名古屋市	福祉部において、個別支援計画は検討段階である。その前段階として、一部の地域において、自主防災会と民生委員児童委員が協働で災害時要援護者登録台帳を基に、避難行動要支援者が居住していることが分かる地域の地図を作成しており、災害時にどこにどのような状態の方が居住しているか確認できるようにしている。	北名古屋市において、年1回、在宅高齢者状況調査を民生委員児童委員協議会へ委託し、実施している。この調査により、民生委員児童委員が７０歳以上の高齢者宅の戸別訪問を行い、状況調査票の内容の更新を行いながら、避難について、支援が必要と思われる高齢者に対しては、避難行動要支援者として災害時要援護者登録台帳への登録を勧めている。
弥　富　市	・現在は、個別計画策定に向けて、他市町村から情報収集を行っている。、今後は、個別計画の様式を作成していく予定。	
みよし市	議題提出市	議題提出市
あ　ま　市	福祉部局が避難行動要支援者名簿の作成を行っている。各地区自主防災会に対して名簿の提供を福祉部局と防災部局が連携して進めているが、自主防災会に対して名簿の提供が進んでいないのが実情である。また、今後名簿を提供した自主防災会に対して、個別支援計画の作成について、支援を実施する予定である。	①在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の要介護認定3から5を受けている者 ②身体障害者手帳1.2級（総合等級）の第一種を所持する者 ③療育手帳Ａを所持する者 ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 ⑤市の生活支援を受けている難病患者 ⑥上記以外で支援の必要があり、登録を希望する者
長久手市	福祉部局が主体となり、防災部局とともに、検討を進める予定。 具体的には、これまでの避難行動要支援者制度に、必要に応じて情報を追加し個別支援計画として策定していく形を検討しており、策定にあたっては福祉専門職との連携方法を模索している。 なお、避難経路等について、現システムでは台帳に取り込むことができないため、情報の管理・共有に課題がある。	65歳以上の独居の方及び75歳以上の方のみの世帯。 介護認定において、要介護３以上で居宅生活を営む者。